

報告第25号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年10月26日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

専決第9号

損害賠償の額の決定について

交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

令和5年9月29日専決

長岡京市長 中小路 健 吾

1 相手方

京都市上京区に所在する株式会社

2 事故の概要

令和5年7月28日午後0時頃、公用車を向日町警察署の駐車場内にて前向きに駐車させた状態から後退のうえ退出しようとしたところ、公用車の右側前方部が駐車していた相手方の車両の左側前方部に接触したものである。

相手方車両には一部損害を与えたが、公用車については修繕を必要とするような損傷はなかった。

3 損害賠償の額

221,259円